通所介護（通常規模型）重要事項説明書

＜平成 30 年 4 月 1 日＞

１．当施設が提供するサービスについての相談窓口

電　話　　０２４－９６２－４１４５（８時３０分～17 時３０分）

担　当　　生活相談員　柳沼　淑子

※ご不明な点は、どんなことでもおたずねください。

２．富田デイサービスセンターの概要

(1). 当事業の目的

当事業は介護予防通所介護事業と一体的に運営し、介護保険法に基づき指定通所介護事業所として居宅生活の要介護認定者を対象に通所介護計画に基づきサービスを提供し、可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

(2). 提供できるサービスの種類

サ　ー　ビ　ス　名	通所介護　【通常規模型】
施　設　名　称	富田デイサービスセンター
所　　在　　地	福島県郡山市上亀田２１番地の５
介護保険指定番号	福島県　０７７０３０１０３４　号
サービスを 提供する対象地域	・郡山市とする ただし田村町・中田町・西田町・湖南・熱海・三穂田・安原町・阿久津町・大平町・白岩町を除く

(3). 同センターの職務内容

職　　種	常　勤	非常勤	職　務　内　容
管　理　者	1		事業所の管理
機能訓練指導員	2		機能訓練の指導及び実施、計画書の作成、説明、評価
看護師	（2）	3	健康管理、身の回りの支援、相談
生活相談員	（3）	（1）	身の回りの支援、利用者や家族の相談援助、計画書の作成、説明、評価
介　護　員	1（3）	5（4）	身の回りの支援、相談
調　理　員		3	調理業務

（　）内は兼務職員

(4). 同センター職員の勤務体制について

サービス提供時間帯をとおし、下記の表の員数を配置します。

管　理　者	１人（他事業兼務）	看護職員	１人
生活相談員	１人	機能訓練指導員	１人
介　護　員	サービス提供時間に応じ、利用者 15 名以内の場合 1 人以上、利用者 15 名を超え 1 名増えるごとに 0,2 名以上の配置		

(5). 同施設の設備の概要

定　　数	３５人（一体的に行う介護予防通所介護の定数との合計）
食　　堂	３１．３㎡
デイルーム・機能訓練室	１００．７㎡
浴　　室	リフト付個人浴槽
送 迎 車	リフト車１台・軽自動車２台・普通自動車５台

(6). 営業時間・サービス提供時間

月～土曜日	営業時間：８時３０分から１７時３０分、 サービス提供時間：９時 30 分から 16 時 40 分の間
日曜日	定　休　日

※　緊急連絡先　　０２４－９６２－４１４５

※　日曜日の他の休業日

年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）・お盆（ 8 月 12 日～17 日の間の 3 日間）

３．サービス内容と対象

サービスは、通所型サービス（第 1 号通所事業）と一体的に提供します。

(1). 送迎

利用者全員に身体状況にあわせた車輌によりおこないます。

(2)食事の提供

利用者に合ったお食事を提供します。

(3)入浴介助

入浴希望の方には、身体状況に合わせ、リフト個浴と一般浴を適宜選択し介助します。

(4)個別機能訓練

ご利用者毎に個別機能訓練計画を作成し、計画的に提供時間を通しての生活動作の内容や時間を設定しての個別・集団訓練等を行います。

(5)レクリエーション

ご利用者の好みにあわせ、創作活動や畑の作物作り、料理作り等々楽しみながら生活に結びつく活動を取り入れます。

(6)健康チェック

毎回、ご利用の最初に健康チェックを行い、健康状態を確認し他のサービスに当ります。

(7)その他必要な介護

その他、ご利用者個々人の身体、精神状況あわせ必要な介護、支援を行い有意義な時間をお過ごし頂けるよう援助します。

(8)生活相談等

４．利用料金

お支払いただく料金は下記の１割ないしは2割の負担額となります。

※1割の方は、①本人の合計所得金額が160万円未満。②本人の合計所得金額が160万円以上あり、同一世帯の第1号被保険者の年金収入、その他の合計所得金額が単身世帯で280万円未満、2人以上の世帯で346万円未満の方が対象となります。

※2割の方は、本人の合計所得金額が160万円以上ある。②以外の方が対象となります。

基本利用料金

	１日あたりの料金	１割負担	２割負担
要介護１	６４５円	６４５	１２９０
要介護２	７６１０円	７６１	１５３２
要介護３	８８３０円	８８３	１７６６
要介護４	１００３０円	１００３	２００６
要介護５	１１２４０円	１１２４	２２４８

(2)　入浴費

介助浴は、１回あたり５００円

１割負担５０　２割負担１００

(3)　昼食代

１食あたり　５５０円

(4)　個別機能訓練加算（Ｉ）

１回あたり　４６０円

１割負担４６　２割負担９２

(5)　サービス提供体制強化加算費

１日あたり180円

１割負担１８　２割負担３６

(6)　送迎を実施しない場合の送迎減算（要件該当者のみ）

片道　470円の減算

１割負担－４７　２割負担－９４

(7)介護職員処遇改善加算Ｉ

基本サービス費に各種加算減算を加えた所定単位数の 5.9%分の加算が算定されます。

(8)　その他

①　サービスを提供する対象地域外からのご利用について契約を締結した場合、その交通費については、対象地域境界から距離数で算定し、１ｋｍあたり 20 円と

します。

② 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があり、その時は、一旦１日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。そして利用者が介護保険者の窓口にその証明書を提出することにより、差額の払戻しを受けることができます。

５．料金の支払い方法

お支払いの方法は、原則として口座引き落としをお願いします。毎月、１１日過ぎに前月分の請求をいたします。翌月の２７日が引き落とし日になります。お支払い頂きましたら翌月の請求書と一緒に領収書を発行します。

６．サービスの利用方法

（１）サービスの利用申し込み

まず、お電話でお申し込みください。当センター職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。

（２）サービス利用契約の終了

① ご利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までにお申し出ください。

② 当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了の１ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

ア）ご利用者が他の介護保険施設に入所した場合

イ）ご利用者がお亡くなりになった場合

ウ）介護保険給付でサービスを受けているご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）・要支援と認定された場合

④ その他

ア） 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者ご家族などに対し社会通念を逸脱する行為を行った場合、また、当法人が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

イ） ご利用者が、サービス利用料金の支払いを１ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず１０日以内に支払わない場合、ご利用者が正当な理由なくサービス中止をしばしば繰り返した場合、ご利用者が入院もしくは病気等により３ヶ月以上にわたって、サービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、また、ご利用者やご家族などが当センターや当センターの従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合があります。

７．当施設のサービスの特徴等

（１）運営の方針

富田デイサービスセンターをはじめとしたくわの福祉会の施設は、郡山を中心とした地域のみなさんの高齢者福祉への切実な要望から、自ら「特別養護老人ホームをつくる会」（平成８年６月）を結成し、広く市民のみなさんに訴え、協力の輪を広げ 5000 人にのぼる協力者の結集によって、その基礎を築いてきた施設です。

その協力者のみなさんをはじめ、広く地域のみなさんとともに「高齢期を安心して暮らせる」地域づくりの一環として当施設の運営を位置づけ、高齢者の人権、プライバシー、社会参加を重視したものとしています。

８．緊急時・事故発生時の対応方法と協力病院について

（１）緊急時・事故発生時の連絡対応について

サービスの提供中に容態の急変等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅支援事業所等へ連絡し必要な措置を講じます。また、サービスの提供中の不慮の事故の発生時は、前述の連絡に加え関係市町村と県にも連絡し連携のもとに必要な措置を講じます。

（２）緊急時・事故発生時の医療的対応について

サービス提供中の急激かつ重篤な容態の変化や不慮の事故等で緊急な医療的対応が必要と事業所が判断した場合、前項に優先し当センターの協力病院との連携のもと必要な措置を講じます。

（３）事故等に対する賠償の対応について

サービス提供中、当センターの責任による事故等でご利用者の生命･身体･財産に損害を及ぼした場合、その損害を賠償します。

（４）協力病院

桑野協立病院・・・２４時間対応

９．非常災害対応

（１）災害時の対応

消防防災計画のもと自衛消防防災組織を中心に平常からの設備点検、防災上の指導を行い適切な対応が行えるようにします。

（２）防災設備

全館火災報知器、消防署自動通報システム、全面耐火建築

（３）防災訓練

避難訓練　　・・・月１回実施　　総合防災訓練　・・・年２回実施

１０．サービス内容に関する相談・苦情

(1). 当施設の相談・苦情受付担当、苦情解決責任者、第三者委員

・相談・苦情受付担当　：　柳沼　淑子【℡962－4145】

・苦情解決責任者　：　橋本　真摘（所長）【℡962－4145】

・第三者委員　：　清野　晃　（ボランティアサークル松葉の会会長）

郡山市久留米４丁目 46-5　【℡090-3122-9020】

石田　陽子（くわの福祉会評議員）

郡山市大槻町西ノ宮西 24 - 10【℡951 - 7888】

斉藤　征男（元行政職員）
郡山市喜久田町四十坦 15 - 4【℡938 - 3520】
東瀬　聖子（ケアハウス利用者家族）
岩瀬郡鏡石鏡田境 85-51　【℡0248-62-3309】

(2). その他
当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。
※郡山市：　保健福祉部　介護保険課（０２４－９２４－３０２１）
※福島県：　福島県国民健康保険団体連合会（０２４－５２８－００４０）
※県社協：　福島県社会福祉協議会（０２４－５２３－１２５１）

１１．当法人の概要
（１）名称・法人種別　　社会福祉法人　くわの福祉会
（２）代表者役職・氏名　　理事長　先﨑　伍郎
（３）本部所在地・電話　　福島県郡山市大槻町字西勝ノ木５番地の１
０２４－９６２－３９３９

１２．記載内容の基準日
平成 30 年 4 月 1 日

平成　　年　　月　　日

通所介護利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業所
所在地　　郡山市上亀田２１番地の 5
名　称　　富田デイサービスセンター

代表者　　橋本　真摘　　印

説明者　　印

私は、契約書および本書面により、事業所から通所介護利用についての重要事項の説明を受けました。

利用者
住　所

氏　名　　印

（代理人）　　印